

鳥取県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年12月20日

鳥取県知事 平 伸 治

鳥取県規則第66号

鳥取県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県公害防止条例施行規則（昭和47年鳥取県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(排出水の汚染状態の測定) 第10条 条例第44条第1項の規定による排出水の汚染状態の測定、 <u>その結果の記録及びその記録の保存</u> は、次の各号に定めるところにより <u>行うものとする</u> 。 (1) <u>排出水の汚染状態の測定は、当該汚水関係特定事業場の排出水に係る排水基準に定められた項目について、当該排水基準の検定方法により、1年に1回以上行うこと。</u> (2) <u>測定のための試料は、測定しようとする排出水が最も汚染されていると推定される時期及び時刻に採取すること。</u> (3) <u>測定の結果は、様式第4号による水質測定記録表に記録すること。ただし、計量法（平成4年法律第51号）第107条の登録を受けた者又は同条ただし書に定める者から水質測定記録表の採水者、分析者及び測定項目の欄に記載すべき事項について証明する書面の交付を受けた場合は、当該事項の水質測定記録表への記載を省略することができる。</u> (4) <u>水質測定記録表は、測定に伴い作成した図表その他の資料又は前号ただし書に定める書面とともに3年間保存すること。</u> (拡声機使用の禁止区域)	(排出水の汚染状態の測定) 第10条 条例第44条第1項の規定による排出水の汚染状態の測定 <u>及びその結果の記録は</u> 、次の各号に定めるところにより <u>行なうものとする</u> 。 (1) 当該汚水関係特定事業場の排出水に係る排水基準に定められた事項について、当該排水基準の検定方法により <u>行なうこと</u> 。 (2) 测定の結果は、様式第4号による水質測定記録表により記録し、その記録を3年間保存すること。 (拡声機使用の禁止区域)

第15条の2　条例第58条の2第1項の規則で定める区域は、次に掲げる施設の敷地の周囲からおおむね50メートル以内の区域とする。 (1)～(5) 略 (6) 介護保険法（平成9年法律第123号） <u>第8条</u> <u>第27項</u> に規定する介護老人保健施設	第15条の2　条例第58条の2第1項の規則で定める区域は、次に掲げる施設の敷地の周囲からおおむね50メートル以内の区域とする。 (1)～(5) 略 (6) 介護保険法（平成9年法律第123号） <u>第8条</u> <u>第25項</u> に規定する介護老人保健施設
--	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第15条の2の改正規定は、平成24年4月1日から施行する。